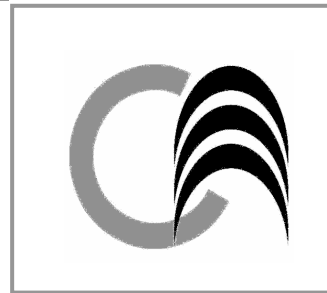


（株）日本廃棄物管理機構は毎月15日に廃棄物処理に関わる情報をJAAO会員の皆様へメールでお届けしております。本号は当方の都合により、発行・送付ができませんでしたこと、心よりお詫び申し上げます。

今回は、JAAOが本年度末に向け「行政処分録書(仮)」公刊準備中であることを受け、ひとまず行政処分事案の紹介は置くこととして、自治体の規制動向に目を向けることとしました。愛知県と新潟市そして兵庫県下自治体といずれも排出事業者責任強化の動きを取り上げています。また、今回より会員各位の廃棄物適正処理に関する質問を取り上げ、誌上で回答するQ&Aコーナーを試行します。合わせて質問を受け付けますので、ご遠慮なくお寄せ下さい (shichida@o3c.jp)。



自治体規制動向1

排出事業者責任強化の動き ～愛知県・新潟市～

静岡県の産業廃棄物適正処理条例施行（平成19年10月）による排出事業者責任の確保については創刊号で取り上げた。今回は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき排出事業者責任の強化に取り組んでいる静岡県以外の自治体として、愛知県及び新潟市をクローズアップする。

まず愛知県だが（表1参照）、平成12年の廃棄物処理法改正により排出事業者責任が一層強化されたことから、その趣旨を徹底するため、産業廃棄物の排出事業者に対し処理業者の施設、処理能力等を実地に調査することにより委託先の確認をすることを義務づけている。この「実地確認」はかなり厳格であり、排出量がかかなり少量でも、処理先が遠隔地であっても基本的に必要とされている。排出量の多寡や委託先の遠近によって第三者に委託する等することは可能としているが、直接目で確認することにこだわっているようだ。

一方新潟市（表2参照）では、「実地確認」について少々妥協した内容であり、自ら実地において調査する方法、又は、電話その他の通信手段を用いて調査する方法を可能としている。

目視以外の方法を認めたことについて、新潟市の担当者にヒアリングしたところ、条例を制定する際のパブリックコメント等で、少量排出事業者や関係業界の方からの意見を反映させた結果、本条例内容に落ち着いたとのことであった。

自治体によって排出事業者への求めは異なるが、「排出事業者処理責任の原則」があるということは、常日頃から忘れないようにしたいものである。

表1 愛知県

条例名	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成15年10月)
実地確認の有無	○ 書類で確認するだけでは不十分であり、実際に施設等を目で見確認することが必要。
確認記録の有無	○ 年1回確認 ①許可の内容と事業者の実態は一致しているか。/②委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か。/③処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか。/④受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか。/⑤処理施設の周辺の環境に配慮をしているか。
記録の保存の有無	○ 5年間保存
万一、不適正処理を知った場合は知事に届出	○ 万一、不適正処理を知った場合は知事に届出。

表2 新潟市

条例名	新潟市産業廃棄物等の適正な処理の推進に関する条例(H18年4月1日)
実地確認の有無	○ ただし、電話その他の通信手段を用いて調査する方法も可
確認記録の有無	○ 年1回確認 ①確認した年月日/②確認した者の氏名/③確認の方法/④委託に係る産業廃棄物の処理施設の処分の状況/⑤委託に係る産業廃棄物の保管場所の状況
記録の保存の有無	○ 5年間保存
万一、不適正処理を知った場合は知事に届出	○ 当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を市長に報告しなければならない。

(小西 道子)

自治体規制動向 2

兵庫県および県下4政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）の条例改正から思うこと

兵庫県及び県下4政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）では、産業廃棄物等の不適正な処理を未然に防止する目的で「廃棄物処理等の不適正な処理の防止に関する条例」を平成15年12月から施行していたが、兵庫県は昨年春、建設廃棄物対策等に重点を置いた一部改正を行った（平成19年3月16日公布）。これは、不法投棄に占める建設廃棄物の割合の高さ（件数で70.4%、投棄量で83.3%）を受けての対応であり、解体工事者（元請け）は、建設資材廃棄物の処分業者への引渡し完了を、知事及び解体工事発注者へ報告しなければならなくなった。

兵庫県の条例改正に伴い、県下4政令市においても昨年6月～8月にかけてパブリックコメントを募集するなど条例改正に向けての準備が進められ、昨年12月15日改正条例が施行された。この中で解体工事発注者に対し費用の適正負担を求めており、発注者側（排出事業者）に対しても規制を強化させる改正内容となった。

さらには産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェスト使用についての努力義務規定が追加された。環境省の「電子マニフェスト普及促進方策」やIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」が追い風となり、電子マニフェスト普及の動きが、自治体においてもこのような形で顕在化してきている。

以上のように、廃棄物処理法だけではなく自治体条例においても、年々排出事業者ならびに処理業者に対しての要求事項が増している。実務関係者にとっては、実績報告書・届出、帳簿の作成、書類のファイリングや保存に関する労苦が絶えないと推察される。電子マニフェスト導入の流れに合わせ、廃棄物処理法及び自治体条例に従うための書類管理を含めたトータルな電子情報処理組織構築が、煩雑な書類管理の解消、ひいてはコンプライアンス向上につながる鍵になっていくのではないだろうか。

周知のことと思うが、今年から産業廃棄物管理票交付者は、産業廃棄物管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事・政令市長に提出すること

が義務化された。具体的には、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに平成19年4月1日～平成20年3月31日の1年間に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）を整理し、平成20年6月30日までに自治体へ報告書を提出しなければならない。準備は万端だろうか。マニフェストや帳簿等の整理の徹底がさらに求められる年になりそうだ。

（小西 道子）

Q & A コーナー

本号より、会員の皆様から寄せられた質問にお答えするQ & A コーナーをスタートします。今回は「マニフェスト交付に関する代行業務」についてです。

<質問>メーカーである当社は、物流会社の倉庫に多数の商品を保管委託しています。廃番となった商品や販売過程で返品となった商品を廃棄しようと思いましたが、全ての倉庫で立会いができるわけではありません。そこで、契約書やマニフェストの交付について、どのような手続きを行えばよいでしょうか？

<回答>

まず、貴社が廃棄物処理業者との間で直接契約（収集運搬と処分）を締結することは、言うまでもなく必須事項です。処理責任は、あくまでも排出事業者である貴社にありますので、くれぐれも最終処分終了までの責任を途中で放棄することのないよう留意して下さい。

また、貴社と倉庫を所有する物流会社とマニフェスト交付に関する事務代行に関して、委任契約を行うことにより、物流会社がマニフェスト交付の事務を代行することが可能になります。ここで、事前に物流会社との委託契約内容に関して、立会い条件などについても取り決めておくことも必要になります。その結果、排出時の立会いを、物流会社に行ってもらうことができ、マニフェスト交付業務を委託することに問題はありません。ただし、交付担当名は、実際に立会いを行った担当者名を記入して下さい。

<参考> 平成13年3月23日 環廃産第116号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知
（木川 仁）

㈱日本廃棄物管理機構

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-4 関内STビル8階

TEL:050-5526-1728 Fax:045-663-4586

発行: 佐野 敦彦

編集: 七田 佳代子 E-mail: shichida@o3c.jp